



鳥取県公報

平成14年3月8日(金)
号外第31号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則(7) (水産課).....	1
-----	--	---

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

- 1 特定海洋生物資源という用語を第1種特定海洋生物資源に改めることとした。(第4条、第5条、別記様式関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第7号

鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成8年鳥取県規則第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(採捕の数量等の報告者)</p> <p>第3条 法第17条第3項の規則で定める者(以下「採捕の数量等の報告者」という。)は、次に掲げる漁業を営む者とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(採捕の数量等の報告者)</p> <p>第3条 法第17条第2項の規則で定める者(以下「採捕の数量等の報告者」という。)は、次に掲げる漁業を営む者とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

(知事に対する報告事項)

第4条 採捕の数量等の報告者は、法第17条第3項の農林水産省令で定める事項のほか、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 採捕に係る第1種特定海洋生物資源を陸揚げした日

(採捕の数量等の報告の方法)

第5条 法第17条第3項の規定による報告は、次の表の第1欄に掲げる第1種特定海洋生物資源について、同表の第2欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げる日ごとに当該日が属する月又は旬のいずれかの日に陸揚げされた当該第1種特定海洋生物資源の採捕の数量を集計し、同表の第4欄に掲げる期限までに別記様式による書面を提出してしなければならない。

略

2 知事が法第8条第2項の公表をしたときは、法第17条第3項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、当該公表の日から当該公表の日が属する年の末日までの間は、当該公表に係る採捕に係る第1種特定海洋生物資源を陸揚げした日ごとに当該陸揚げした日から3日以内に別記様式による書面を提出してしなければならない。

3 前項の規定による書面を郵便で提出した場合における第1種特定海洋生物資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

(電子情報処理組織による報告)

第6条 知事は、法第17条第3項の規定による報告については、前条第1項又は第2項の書面による報告の方法に代えて、県の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と採捕の数量等の報告者の使用に係る入出力装置として知事が公示して指定するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下単に「電子情報処理組織」という。)を使用して行わせることができる。

2 略

3 電子情報処理組織を使用して法第17条第3項の規定による報告をしようとする者についての前条第1項又は第2項の規定の適用については、同条第1項中「別記様式による書面を提出して」とあるのは「入出力装置(採捕の数量等の報告者の使用に係る入出力装置として知事が公示して指定するものに限る。次項において同じ。)から入力してファイルに記録して」とし、同条第2項中「別記様式による書面を提出して」とあるのは「入出力装置から入力してファイルに記録して」

(知事に対する報告事項)

第4条 採捕の数量等の報告者は、法第17条第2項の農林水産省令で定める事項のほか、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 採捕に係る特定海洋生物資源を陸揚げした日

(採捕の数量等の報告の方法)

第5条 法第17条第2項の規定による報告は、次の表の第1欄に掲げる特定海洋生物資源について、同表の第2欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に掲げる日ごとに当該日が属する月又は旬のいずれかの日に陸揚げされた当該特定海洋生物資源の採捕の数量を集計し、同表の第4欄に掲げる期限までに別記様式による書面を提出してしなければならない。

略

2 知事が法第8条第2項の公表をしたときは、法第17条第2項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、当該公表の日から当該公表の日が属する年の末日までの間は、当該公表に係る採捕に係る特定海洋生物資源を陸揚げした日ごとに当該陸揚げした日から3日以内に別記様式による書面を提出してしなければならない。

3 前項の規定による書面を郵便で提出した場合における特定海洋生物資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

(電子情報処理組織による報告)

第6条 知事は、法第17条第2項の規定による報告については、前条第1項又は第2項の書面による報告の方法に代えて、県の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と採捕の数量等の報告者の使用に係る入出力装置として知事が公示して指定するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下単に「電子情報処理組織」という。)を使用して行わせることができる。

2 略

3 電子情報処理組織を使用して法第17条第2項の規定による報告をしようとする者についての前条第1項又は第2項の規定の適用については、同条第1項中「別記様式による書面を提出して」とあるのは「入出力装置(採捕の数量等の報告者の使用に係る入出力装置として知事が公示して指定するものに限る。次項において同じ。)から入力してファイルに記録して」とし、同条第2項中「別記様式による書面を提出して」とあるのは「入出力装置から入力してファイルに記録して」

とする。

別記様式（第5条関係）

受理年月日	
処理年月日	

採捕の数量等の報告書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所
氏名〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕 ㊤

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第3項の規定に基づき、採捕の数量を次のとおり報告します。

船舶の許可番号	船名	漁船登録番号
第1種特定海洋生物資源	陸揚日	採捕の数量（kg）
ま あ じ		
ま い わ し		

注 印を記した欄は、記入しないこと。

とする。

別記様式（第5条関係）

受理年月日	
処理年月日	

採捕の数量等の報告書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所
氏名〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕 ㊤

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第2項の規定に基づき、採捕の数量を次のとおり報告します。

船舶の許可番号	船名	漁船登録番号
特定海洋生物資源	陸揚日	採捕の数量（kg）
ま あ じ		
ま い わ し		

注 印を記した欄は、記入しないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

